

議長（志村 忠昭）

起立少数です。

よって、請願は不採択する事に、決定いたしました。

日程第 14、請願第 2 号、T P P 交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを政府に求める意見書採択のための請願書を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

まず原案に賛成者の発言を許します。

尾崎忠義君。

議員（尾崎 忠義）

10 番、尾崎忠義でございます。

私は、平成 27 年第 4 回多度津町議会 12 月定例会におきまして、11 月 26 日に提出されました請願第 2 号、T P P 交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを政府に求める意見書採択のための請願書について賛成の立場で討論をいたします。

10 月 5 日難航した環太平洋連携協定（T P P）交渉が「大筋合意」したとする閣僚声明が発表され、日本では「歴史的快挙」のように報道されています。T P P 交渉には、アメリカ、日本とともにカナダ、メキシコ、ペルー、チリ、ブルネイ、オーストラリア、ニュージーランド、ベトナム、シンガポール、タイの 12 カ国が参加、関税分野とともに貿易に関わるルールを全面的に見直し、域内の貿易の拡大を図ることを目的とした交渉が行われたわけであります。

「大筋合意」したとする協定の項目は、前文と関税分野と貿易ルール（非関税障壁）についての 30 項目となっております。

しかし、今回の大筋合意は最終決着ではなく、決裂しなかったと装う為の見切り発車の「合意」にすぎません。

現に 11 月はじめにやっと公表された T P P 協定の条文も「暫定版」とされております。

T P P は玉虫色の部分もたくさんあり、よく分からない所もあるわけでございます。

そもそも T P P は「関税撤廃」が原則とされておりました。

しかし安倍政権と自公与党は、2013 年 2 月の安倍、オバマ会談で「一方的に全ての関税の撤廃をあらかじめ求められるものではないことが約束された」と

して交渉参加を強行しました。

そしてそのもとで重要農産物の関税撤廃、削減は対象外か、再協議の対象にすること。

それが認められない場合は脱退も辞さないことなどの国会決議(2013年4月)これを行ったのであります。

先の安倍首相の参加表明にあたっての言明に照らしても、2011年の参院選挙で「TPP断固反対、ぶれない自民党」のポスターを貼りめぐらしたことがいかにデタラメであったことは明らかであります。

日本の農業、特に土地利用型の生産は、自然的、社会的条件からいって、広大な平野を持つ条件に恵まれた諸外国との対等な競争には無理があり、関税は重要な国境措置でございます。

そこに農林水産関係団体や地方自治体、消費者団体がTPP交渉への参加に反対し、脱退を求めた大きな要因がありました。

日本の自然的、社会的な条件は、狭い国土や急峻な地形、農地と市街地の競合、物価水準など輸出国に比べて生産コストが高くなりやすいため、一定の保護措置が不可欠でございます。

そのため、輸入の数量規制(割当制度)や関税による国境措置を講じてきました。

1960年の貿易為替自由化大綱の制定以来、政府は農産物の自由化をすすめてきましたが、当初は大豆、柑橘、牛肉、砂糖など輸入を自由化、拡大した品目に対して、価格安定政策(大豆補給金制度、又牛肉、豚肉の輸入価格帯制度など)を設けて、国産の維持拡大を図ってきました。

しかし、WTO(世界貿易機関)の締結(1995年発足)とその後のコメの輸入関税化(自由化)への後退(1999年)、多くの関税の引き下げ、農業保護予算の削減などは、国内生産を一層縮小させ、食料自給率は低下、後継者不足や耕作放棄地の増大など農業の危機を深めてきました。

アメリカやEUなどが農業生産と農産物輸出に対する補助制度や農家に対する直接払いなどによって、農家の所得の多くを政策的に保障しているのと違い、日本は農業保護を次々と削減してきた上での関税撤廃引き下げですから、農業者に与える打撃ははかり知れません。

この国環境措置撤廃は、いっそうの深刻な農業危機と食料自給率の低下をもたらすことは、火を見るより明らかであります。

また、TPP交渉参加に関する国会会議は、農産物重要5品目(米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物)を聖域とし、数年かけた関税撤廃も認めないとしましたが、安倍内閣は、この重要5品目について、極めて重大な譲歩を行いました。

主要品目の国家貿易、輸入規制の制度は残しますが、全ての分野で輸入の拡大と関税の引き下げが行われます。

さらに重要 5 分野の貿易細目 586 品目のうちの 174 品目の関税を撤廃をします。

これは国会決議にも、自民党の公約にも反することは明らかです。

米では、現行のミニマムアクセス輸入 77 万 t に加えて、アメリカ、オーストラリアに 7 万 8400 t にも及ぶ特別輸入枠を設定、そしてアメリカには更に従来のミニマムアクセス枠内で 6 万 t もの輸入枠を設定する特別扱いです。

米は、ここ数年生産者価格は暴落しており、政府の規模拡大政策に従ってきた大規模経営、生産者組織までが離農に追い込まれてきております。

その背景には、人口減少や食生活の変化による米の消費減の上に、ミニアクセス米の主要米への影響などで、米過剰の状態が解決されていないことがあり、更に政府が 2015 年度から、米直接支払の支給額を半減したことがそれに追い打ちをかけております。

また、野菜、果物、水産物などは、米など重要 5 品目とともに、日本の豊かな食生活を支えるとともに、地域経済の重要な部分を担っております。

林産物も森林、国土の適切な管理に欠かせないとともに、地域経済を支える重要な産品です。

ところが、政府は、国会決議の 5 品目以上に情報を出さない秘密交渉の結果を「大筋合意」の概要発表の後、突然に発表するという関係者にとっても、国民にとっても、まさに「寝耳に水」のひどい仕打ちです。

農産物は、15%の品目で関税を残すことができましたといいますが、農林水産物の多くの関税を即時に、またその後も長くても 10 年程度で撤廃されますが、しかし、わが多度津町における果物、野菜では、ぶどう（関税 7.8%~17%）が即時撤廃となり、主な輸入国はチリ、アメリカであり、トマト（関税 3.0%）も即時撤廃、主な輸入国はアメリカ、韓国、ニュージーランド、レタス（関税 3%）、即日撤廃、台湾、アメリカ、中国、スイートコーン（6.0%）これは 4 年目から始まります、また豪州など。

そしてネギ（3%）即日撤廃、中国でございます。

水産物では、エビ（2%）、カツオ、キハダマグロ、ヒラメ、カレイ（3.5%）などが、即日撤廃、カナダ、豪州、台湾、韓国となり、わが町でも大きな打撃と影響を受けかねないこととなります。

すでに、日本の農林水産業は、大部分の精算分野にわたって生産者価格が生産コストを償わない事態にあります。

多くの農林水産物の生産者価格が輸入圧力やスーパーなどによる価格破壊と家計収入の減少などもあって、低下しており、しかも円安による飼料、肥料な

どの経費増大も深刻で規模拡大、コスト低減の努力は間に合わない状況にあります。

そうした中で我が国の農業は米、酪農、肉牛、果樹をはじめ、多くの分野で担い手農家の離農、生産規模の縮小が広がり、地域農業の維持を困難にしております。

ですから関税の撤廃、引き下げは市場価格の下落とともに、政府自らが国産でも輸入物でもかまわないという姿勢を示すことになり、国内生産の必要性を弱め生産意欲を失わせます。

政府、自公与党は、万全事後対策を行うことで、国会決議が守られると言いますが、今示されている事後対策の中心は規模の拡大と品質格差による輸出の拡大でございます。

これでは地域で頑張っている家族経営、兼業農家など、現に生産に携わっている多彩な担い手を排除する構造改革の推進になりかねません。

そしてまた地域の農業も地域の活性化も不可能です。

また農協改革では、農家の所得減少を農協の経済事業の責任にしましたが、全くの筋違いでございます。

多様な担い手の生産継続が可能になり、後継青年や新規就農者が農業で暮らしが立つようにするにはこの間行われてきた関税の撤廃、引き下げを撤回するだけでなく、農産物の価格保証、所得補償が大切であります。

農林漁業の基盤整備にしても、大規模化、総地価中心ではなく、中山間地域を含めて地域農業が成り立つ条件を拡大することに力を入れるべきであり、農産物の販路拡大や加工などに農協や生産組織が取り組める条件の拡大、機械、資材の価格の引き下げや共同利用への援助など農家の所得を増やす具体的な対策が必要です。

これらを含め、農業を基幹産業として位置付け、地域農業と多くの農業生産者、つまり多様な担い手でございますが、これらが展望を持てる政策への転換を図るためにも、T P P「大筋合意」農業分野の大幅譲歩は撤回させることが不可欠であります。

国民の生活を根本から脅かし、そして国会決議や守られていないのなら、少なくとも今回の大筋合意を即時撤回することは当然ですし、また農業や医療、食の安全、地域経済や国の士気まで脅かすT P P交渉から撤退することこそ、真の国内対策でございます。

従って、請願第2号、T P P交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを政府に求める意見書採択のための請願書については、賛成をいたします。
以上。

議長（志村 忠昭）

次に、原案に反対者の発言を許します。

塩野拓二君。

議員（塩野 拓二）

ＴＰＰ交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを政府に求める意見書採択のための請願書についてであります。ＴＰＰ交渉は平成 25 年より始まり、本年 10 月 5 日に米国アトランタにおける閣僚会合で交渉参加 12 カ国の大筋合意が行われ、人口 8 億人という巨大市場が創出されました。

これにより物の関税の削減撤廃だけでなく、サービス、投資の自由化を進め更には知的財産、電商取引、国有企業、労働環境の規律など幅広い分野で新しいルールを構築することにより、今まで海外展開できなかった技術力のある中小企業がいながらにして海外展開や地域の特色を生かした地場産業、農産物を 8 億の市場へ打って出ることができ、我が国の実質 GDP を押し上げることが期待されています。

また一方で、大筋合意以降、国民、地方公共団体、関係団体等から懸念、不安の声が寄せられていることも事実であります。

そのため政府は今後とも合意内容を丁寧に説明しながら、ＴＰＰの影響に関する国民の不安を払しょくし、特に農林水産物の重要品目について引き続き再生産可能となるよう更に農林水産業全体として、成長産業として力強い農林水産業を作り上げるため総合的なＴＰＰ関連政策大綱を作成し、27 年度補正予算にも盛り込み全力で後押しすることなので、今回の意見書提出の請願には反対致します。

以上です。

議長（志村 忠昭）

他に、討論はありませんか。

無いようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより請願第 2 号についてを採決いたします。

請願第 2 号に対する委員長報告は、不採択です。

請願第 2 号を採択することに賛成の方の起立をお願い致します。

（ 起立少数 ）

議長（志村 忠昭）

起立少数です。

よって、請願第 2 号は不採択する事に、決定いたしました。